

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

令和 7 年 4 月 1 日
契約検査室 契約係

現場代理人の常駐義務の緩和措置について、対象工事の金額要件を見直し、下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

1 対象工事

以下の条件をすべて満たす工事間で、現場代理人の兼務を認めることとします。

- (1) 本市が発注する工事請負契約であること。
- (2) 契約金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事であること。
- (3) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できること。

2 手続き

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務申請書を工事発注担当課に提出し、承認を得ること。

3 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降入札公告又は指名通知を行う案件から適用
ただし、兼務する他の工事が適用日より前のものについても適用します。

問い合わせ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097